

科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ（第8回）

議事要旨

1. 日時 平成29年2月20日（月）10:00～12:04

2. 場所 合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議 議員（座長）  
有信 睦弘 理化学研究所 理事  
江村 克己 日本電気株式会社 執行役員常務兼チーフテクノロジーオフィサー  
菅 裕明 東京大学大学院理学系研究科 教授  
野路 國夫 株式会社小松製作所 取締役会長  
林 隆之 大学改革支援・学位授与機構研究開発部 教授  
宮内 忍 宮内公認会計士事務所長

【第8回プレゼン者】

木村 彰吾 名古屋大学 理事・副総長

（オブザーバー）

文部科学省高等教育局（井上 睦子 大学改革推進室長）

文部科学省研究振興局（斉藤 卓也 基礎研究推進室長）

経済産業省産業技術環境局（飯村 亜紀子 大学連携推進室長）

<事務局>

山脇 良雄 内閣府政策統括官

進藤 秀夫 内閣府大臣官房審議官

柳 孝 内閣府大臣官房審議官

星野 利彦 内閣府政策統括官付参事官

#### 4. 議事

- (1) 米国の大学における寄附に関する取組について
- (2) ワーキンググループの報告書について
- (3) その他

#### 5. 配付資料

- 資料1 名古屋大学 木村理事・副総長 提出資料
- 資料2 ワーキンググループ報告書（骨子案）
- 資料3 今後のスケジュール（予定）
- 資料4 第7回ワーキンググループ議事要旨（未定稿）（机上のみ配付）

#### 6. 議事概要

※議題2より開始

##### (2) ワーキンググループの報告書について

- ・質疑及び意見交換における主な発言は以下のとおり。

「1. 大学・国研における多様な資金の獲得方策」

##### 【有信委員】

- ・「大学・国研」は同列ではない。国研は、独法であり、国の政策の実行主体。効率化を図る趣旨での独立が経緯であり、かつ、特定国立研究開発法人は、より国や主務大臣の関与が強まっている。大学の自律性、自主性とは根本的に違うため、寄附する理由を明確にすることが必要。
- ・制度的な問題として、各省庁のファンディングごとにルールが異なっていることも取り上げるべき。
- ・独法の会計基準は成果達成型。自主性、自律性の担保の度合いを考えないと財源多様化を議論できない。

##### 【上山座長】

- ・大学と比べて国研は規制が厳しい。企業の寄附より個人の寄附をターゲットとするなら、国研にも、大学と同様に基金的なものが認められる余地があっているのではないか。

#### 【江村委員】

- ・多様な資金の獲得方策に、寄附しか書かれていない。現状が書かれていないため、何をどこまで改善したいのかが伝わらない。例えばアメリカの状況と比較するなど、差分を記載しないと必要性が分からない。
- ・企業寄附と個人寄附は整理して記載する方がいい。
- ・寄附を受けるために変えなくてはいけないことを拡充して書くべき。
- ・（共同研究の大型化など）進んでいることは明示する方がいい。

#### 【上山座長】

- ・多様な財源の一つ一つについてどこまで進んでいて、今欠けているものがここだと明示するようにしたい。

#### 【宮内委員】

- ・株式等の保有要件の緩和について、文科省のFAQでは長期保有に対して否定的に見える。
- ・寄附者の中には、寄附した株式を長期保有して配当等を活用してほしいという要望にある。こういう要望の寄附を受け入れても、早く売らなければならないと、寄附をやめてしまう。
- ・正しい長期保有を行うため緩和要件を考えることが必要。例えば相続の段階で安定株主確保の手段として寄附することを禁止すべきかどうか。
- ・長期保有を認めていく何らかの措置を、受入れと併せて考える必要がある。

#### 【上山座長】

- ・株式の長期保有は、できなくはないが、明示的にできるという形にはアナウンスされていない。どこまで踏み込めるかは検討したい。

#### 【野路委員】

- ・具体的な事例で色々なパターンを紹介することが必要。
- ・公益法人には株式の配当金で運営資金をまかなうケースがある。ベンチャー企業が、大学に未上場の株式を渡すというケースもある。産学共同研究や寄附講座にも色々なやり方がある。本部へのお金の入り方や共同研究にもパターンがあるので整理した方がいい。
- ・ふるさと納税の活用方法や研究開発税制の控除割合が3割に上がったことを知らない大学や

企業も多く、浸透が課題。

#### 【上山座長】

- ・議論の内容が実施可能な数大学に引き受けてもらい、それから広げていきたいと思う。
- ・具体化するための方策を記載するようにしたい。

#### 【林委員】

- ・寄附でどこまで大学の財政基盤の問題が解決するのか分からない。例えばイギリスでは、チャリティの財団からは間接経費が支払われず国の補填が必要だが、補填は十分ではなく、大学は海外からの留学生や専門職大学院の学生の授業料で補填している。
- ・寄附は補足的位置付けであり、それで教育・研究がうまく回るわけではないので、全体の（資金の）状況を書いた方がいい。
- ・卒業生の大学への帰属意識を高める方法として、成功例があれば書いた方がいい。

#### 【宮内委員】

- ・国立大学法人の寄附金は、使わない部分を負債として預かり寄附金債務に計上し、毎年増加し続けている。会計専門家からすれば、預かり金は早く使えという話になるが、今の議論はファンディングであり、それは使うお金ではない。元本として抱え、その果実で運営できるような仕組み。預かり寄附金債務と同じ扱いではミスリードになりかねない。
- ・会計処理に際し、ファンディングとして明確化できないか。ただ、入ってくるお金を色分けすることは、今の段階では難しい。

#### 【上山座長】

- ・基金のお金を会計上どう切り分けるのかは重要な問題。
- ・基金は自由に教育と研究に使え、投資もできることが望ましいが、会計制度の中でできることを考えることが課題。

## 「2. 大学発、国研発ベンチャーの創出・活動促進」

#### 【菅委員】

- ・現場は兼業制度とクロスアポイントメント制度を混同している。東大は企業とのクロスアポ

イントメントをスプリット・アポイントメントと分類するが、区別を明確にしてほしい。

#### 【有信委員】

- ・企業とのクロスアポイントメントには利益相反が起き得るので、東大は名称を分けているが、現実是不変である。クロスアポイントメントの統一定義を使えばいい。
- ・国研に出資を認めるべき。ベンチャーを興すという意味で回るようになる。
- ・国研は、利益から国庫から納付する仕組みがあるのに対し、国立大学は全て収益にできる。国研にも何らかの制度的な手当が必要。

#### 【経済産業省】

- ・兼業は時間外に行い、クロスアポイントメントは本業の時間を割いて行うことが基本。
- ・多くの企業はクロスアポイントメントを知らない。周知を図るとともに、報告書でも違いを説明したい。

#### 【野路委員】

- ・制度としてクロスアポイントメントを普及させるために却って制約が強くなる印象。大学の先生をタイムカードで管理するということにつながりかねない。もう少し柔軟であるべき。

#### 【経済産業省】

- ・法律で制約しているわけではない。管理方法は各大学で柔軟に対応可能。

#### 【江村委員】

- ・大学発ベンチャーにしても、事業につなげるためには大企業との連携を視野に入れる必要がある。
- ・シーズとニーズのマッチングは入り口でしかない。ゴールはベンチャーの事業が成功することなので、なるべく早いタイミングでコロケーションするなど一緒に働くことが重要である。

#### 【林委員】

- ・WTOで「国立大学及び国研は」とあるが、独法は国の一部ということか。
- ・例えば国立大学法人の法的な位置付けとして国の一部かどうかを検討すべきではないか。国

研もGOCO化（政府所有・民間運営方式（Government-Owned, Contractor-Operated））すれば対象外となるが、それも検討するのか。

【星野参事官】

- ・国立大学と国研を含む独法は、WTO上、国と同等の位置付け。
- ・WTOから国立大学や国研を外すのではなく、日本政府がWTOよりも上乘せしている措置について、どうすべきか既存の枠組みの中でできることを検討したい。

【有信委員】

- ・大学発、国研発ベンチャーが政府から受理しやすくなる視点を入れてほしい。
- ・現状、一定規模や実績がないと国から受注できない。（ベンチャー育成とは）逆のことをやっている。

【上山座長】

- ・ベンチャーの育成で、市場が活性化する前段階で政府の調達でサポートしていくことは重要。

【宮内委員】

- ・クロスアポイントメントを行った結果どういう事態が起きてくるのかを明確に書くべき。給与制度そのものについての見直しをどこかでできないのかと感じている。

【上山座長】

- ・大学にクロスアポイントメントを進めることの財政的なインセンティブが理解されていない。米国のように夏休み分の人件費の余裕があれば柔軟にできるが（日本では）難しい。

【野路委員】

- ・大学の先生の知見で色々と教えてもらうと、原価が下がるとか、新しい仕組みが生まれることがある。大学の先生が（企業の仕事を）堂々とやれる形が望ましい。大学も人件費が減らせる。

【上山座長】

- ・大学のコンサルティングに対し、企業から対価を受け取る仕組みが出来ていない。エフォート管理をやればできるかもしれない。

「3. 大学の人材育成を活用した産業界人材の育成」

「4. 資金の効果的・効率的な使用」

#### 【有信委員】

- ・学位プログラムは、平成17年の中央教育審議会答申で明確にされながらも制度の足かせがあり実現していない。
- ・基金化は、資金の裏付けのない中期計画が認められるのと同じく（制度としては）可能ではないか。NIHのように使う権利を確保するという形でも構わないが、手段はあるのではないか。
- ・国立大学や国研の収益の扱いを民間企業並びにすることは是非実現してほしい。

#### 【江村委員】

- ・技術の進展が早くなっていることや寿命が延びていることから、学び直しが必須の時代になりつつある。学び直しを含めて大学の運営をデザインし直すことは重要である。産学連携の人材育成だけで捉えるのはもったいない。
- ・産学連携をしながら、多様な資金源をどう広げていくかという視点もあり、様々な観点が含まれる。
- ・新しい領域で人材を作っていくとしても先生がいないので、デザインが重要である。

#### 【上山座長】

- ・当初は学位プログラムを検討したが、加えて社会人のリカレント教育、学位というよりサーティフィケートのような形も考えたい。
- ・日本の大学はエクステンションプログラムが弱い。大学外にエクステンションとして色々な人々が関わる教育制度を作る。
- ・例えばAI技術者育成など産業界が求めるエクステンションプログラムを大学が行うことはあり得る。

#### 【林委員】

- ・間接経費はプロジェクト実行に必要な経費。それが担保されないと動かないことをはっきりさせた方がいい。
- ・管理会計も方向性として書いた方がよい。
- ・学位プログラム等は、産業界に必要な人材育成の一方、多様な資金源の一つでもあるから、その視点も入った方がいい。

#### 【上山座長】

- ・フルコストイングや間接経費は明示したい。
- ・エクステンションプログラムは授業料の上限を設ける必要はなく、いいアイデア。教員が関わらなくても大学に収入が入る。

#### 【有信委員】

- ・日本の大学制度では設置認可上の承認が必要で、学位プログラムは現実的には作れない。
- ・エクステンションプログラム的なものと連動させる仕組みを特定の大学で試行するとか、突破口を開いてほしい。

#### 【上山座長】

- ・学位プログラムを外して大学の外に出すことで、ある種の会社組織のようにすると、今の規則はなくなる。恐らくそれしかない。

#### 【木村理事・副総長】

- ・工学部と理学部の教員が研究する融合領域の研究所では、博士学生の定員がつかない結果、元の部局の学生定員をどうするのが議論になる。博士学生の定員を柔軟化する必要もある。

#### 【有信委員】

- ・新しい学問部門を作るのに、新しい学位プログラムの設置認可に数年掛かって遅れてしまう。

#### 【宮内委員】

- ・民間並みの会計制度を導入する、という表現について、共同研究の分野を切り出すための管理会計の部分が必要なのか。会計制度といっても、単純にアカウントティングではなく、お金

の使い方の話をしている気がする。

#### 【上山座長】

- ・ 寄附や民間企業の経費といったプライベートセクターからのお金に関し、経理上の区分をして、より使い勝手のいい形で動かせるようにすべきだという意味。

(1) 米国の大学における寄附に関する取組について

- ・ 質疑及び意見交換における主な発言は以下のとおり。

#### 【菅委員】

- ・ Deanは日本の学部長。学部長レベルの人が競争してお金をファンドレイジングすることは日本ではできないと思う。何をどうすればよいか。

#### 【木村理事・副総長】

- ・ シカゴ大学の場合は、各学部の複数の候補者からプレジデント（学長）とプロボストが選考する。Deanのマーケットが存在する。Deanは任期5年だが、日本の大学の多くは学部長は任期2年で、学部の利害を意識する傾向があると思われる。
- ・ ガバナンスを効かせるには能力ある人を大学が選ぶべき。そのため、マネジメントに興味を持つ人にトレーニングが必要。名古屋大学では、マネジメントの意識を高めたいと思っている。

#### 【有信委員】

- ・ マーケットがないとなかなか回らないと思う。

#### 【宮内委員】

- ・ アメリカは目的を明確にして寄附をする風習があるが、日本は寄附する際に目的が明示的にされていない傾向があると聞く。名古屋大学はどうか。

#### 【木村理事・副総長】

- ・ 名古屋大学への寄附には二種類ある。一つは基金として積み立てるもの、もう一つは奨学寄附金。奨学寄附金は特定の教員の研究を支援するなど用途が指定されている支援。基金は学

生の支援や設備充実のためとしており対象は広い。基金は運用益で事業を行うことになっている。基金のキャッシュを担保に借入れなどはできない。

—了—